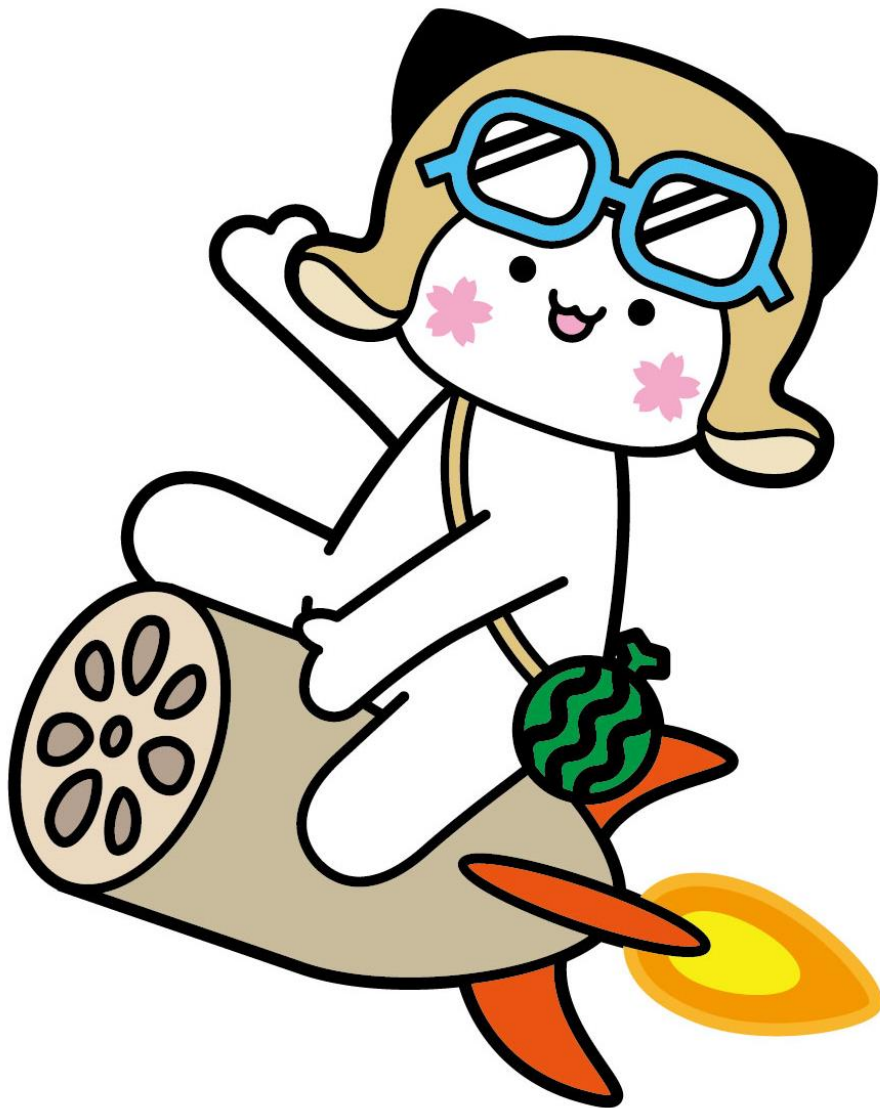


令和9年度 放課後児童クラブ

入会のしおり



阿見町 教育委員会 生涯学習課
〒300-0333 阿見町若栗 1886 番地 1
TEL 029-888-2526 (中央公民館内)

目 次

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	2
事業目的	
事業内容	
放課後児童クラブ一覧	
運営について	3
入 会 資 格	
実 施 期 間	
開 会 時 間	
休 会 日	
送 迎	4
連 絡	
保 護 者 負 担 金	5
保護者負担金の免除	
利用期間変更届	6
退 会 届	
退 会 要 件	7
入会にあたって	
留 意 事 項	9
健康管理	10
事故が起きた場合の保険はどうなっていますか？	10
放課後児童クラブ 1 日のプログラム（例）	11
土曜日の保育運営について	13
表 1 土曜日実施場所及び利用クラブ一覧	13
表 2 放課後児童クラブ土曜日利用申請書	14
表 3 各月の利用の有無について	15
放課後児童クラブ利用期間変更届	16
放課後児童クラブ負担金免除申請書	18
子育て支援サービス	20

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業目的

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、「小学校に就学している児童（１年生～６年生）で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」を対象とし、授業の終了後に「学校のあき教室、専用施設等」を活用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、健全育成を図ることを目的とした事業です。

事業内容

- ① 児童の健康管理、情緒の安定、安全確認、安全確保
- ② 児童の活動状況の把握及び活動への意欲と態度の形成
- ③ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上
- ④ 家庭との日常的な連絡、情報交換
- ⑤ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ⑥ 子ども教室との連携

放課後児童クラブ一覧

名 称	定員	実 施 場 所		電話番号
阿見小学校区 放課後児童クラブ	120 (140) ※	阿見小学校敷地内 専用施設及び学校施設	中央 2-1-5	888-4569
本郷小学校区 放課後児童クラブ	240	本郷小学校近隣 専用施設	荒川本郷 1993-1	828-7731
君原小学校区 放課後児童クラブ	30	君原小学校 図工室	塙 145	889-0670
舟島小学校区 放課後児童クラブ	120	舟島小学校敷地内 専用施設	島津 3928	887-1127
阿見第一小学校区 放課後児童クラブ	120	阿見第一小学校敷地内 専用施設	岡崎 3-19	888-8546
阿見第二小学校区 放課後児童クラブ	50	阿見第二小学校 あき教室	阿見 4988	887-9011
あさひ小学校区 放課後児童クラブ	160 (200) ※	あさひ小学校敷地内 専用施設及び学校施設	本郷 1-5-1	842-5117

※ （ ）内は長期休業中の受入定員

☆ 阿見町 教育委員会 生涯学習課 TEL 029-888-2526

運営について

入会資格

○ 児童クラブの入会資格は次の通りです。

- ① 町内の小学校に在学していること。
- ② 就労、病気等の理由により保護者及び同居の親族の保護を昼間受けることができないと認められること。
- ③ 保護者負担金を納入すること。

就労、病気等とは以下に該当する場合をいいます。

※それぞれの理由を証明する書類が必要になります。

- ・児童の保護者が居宅外で労働することを常態としている。
または、児童の保護者が居宅内で児童と離れて、日常の家事以外の労働をすることを常態としている。
- ・保護者が病気等により療養中である。
- ・保護者による看護または介護を要する親族がいる。

入会期間

○ 令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日 ※一年毎の申請が必要です。

開 会 時 間	
平 日	月曜日～金曜日 学校の下校時～午後 7 時 00 分
休校日	○春、夏、冬休み ○学校の休校日（創立記念日・行事などで振替となった平日） ○土曜日 上記の開会時間は午前 7 時 30 分～午後 7 時 00 分

※ 新 1 年生についても、入会が決定している場合は、令和 9 年 4 月 1 日から放課後児童クラブを利用できます。

休 会 日

- 日曜日・祝日
- 年末・年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）
- 各施設の点検などの日（休会になる場合は事前にお知らせいたします）。
- その他、重大な災害や感染症が発生した時等は必要に応じて休会とします。
- ※ インフルエンザ等で学級・学年閉鎖となった場合、対象学級・学年の児童は通所できません。
- ※ 引渡し訓練日も休会日となります。

送 迎

- 児童の安全を確保するため「保護者によるお迎え」が原則となります。
理由の如何に関わらず児童だけの帰宅は認めておりません。
万が一、保護者様の送迎ができないなどの事由が発生する場合には、放課後児童クラブへ連絡の上、班での集団下校やファミリー・サポート（P.20）を利用する、代理の方に依頼するなどのご対応をお願いします。
また、送迎する人が通常と異なる場合も、必ず放課後児童クラブに連絡をお願いします。
- ※ 保護者とは…
父母・祖父母・兄姉（18歳以上）・18歳以上の代理者とし、その他は安全上保護者として認めてはいません。

連 絡

- 欠席や時間に遅れる等、通常と違うときは、随時放課後児童クラブに連絡してください。
また、欠席の場合は連絡帳などで、学校の担任の先生にも放課後児童クラブを欠席する旨をお伝えください。
- 住所・勤務先・緊急連絡先等の変更があったときは、「放課後児童クラブ入会申請事項変更届」を、必ず「生涯学習課」又は「児童クラブ」に提出してください。

＊ 連絡時間

放課後児童クラブへの連絡		生涯学習課への連絡
平 日	午後 2 時～	火曜日～日曜日 午前 8 時 30 分～ 029-888-2526
休校日・土曜日	午前 7 時 30 分～	

＊ 連絡場所

（P.2 の放課後児童クラブ一覧をご参照ください）

保護者負担金

- 月額 4,000 円（1 人）（長期休業日も月額 4,000 円）
- 口座振替による支払いをお願いしています。
- 各月の当月末日（振替日が土・日・祝祭日の場合は翌営業日）に口座振替となります。
（**口座を作成できないなど特別な事情がある方**の、納入通知書による金融機関での窓口支払いの納期限も同様となります。
納入通知書では、コンビニや金融機関等窓口払いの他、スマホアプリ収納サービスをご利用いただけます。）
- 負担金の日割り計算は行いませんのでご注意ください。
- 負担金が納期限までに納入されませんと、督促状が送付となり督促手数料 100 円が加算されますのでご注意ください。
（納期限を過ぎた納入通知書はコンビニでのお支払いはできません。）
- 滞納が続いた場合は、生涯学習課の職員が自宅・勤務先に電話や訪問をします。
- 負担金を 3 か月以上滞納した場合は、入会決定の取り消し又は利用停止となる場合があります。
- 納付した負担金は原則還付いたしませんのでご注意ください。

保護者負担金の免除

- 以下の理由により、負担金の免除を受けようとする場合は、保護者の申請に基づき、保護者負担金を免除する制度があります。保護者負担金の免除を希望する場合は、「放課後児童クラブ負担金免除申請書」（P.18）を入会申請とあわせて生涯学習課へ提出し、町から決定通知書を受けてください。
 1. 児童の保護者世帯が生活保護法により生活保護を受けている場合
 2. 児童の保護者が属する世帯が、町民税非課税世帯の場合
- ※ 届出がない場合は免除の対象になりません。
- ※ 一年毎の申請が必要です。

利用期間変更届と退会届

- 児童クラブの利用許可を受けた時点から支払い義務が生じます。入会期間中に利用月の削除、または年度途中で退会するときは、変更する月の前月末日までに「利用期間変更届」(P.16 または下記 QR コード) または「退会届」(退会日は提出日からさかのぼることはできません) を、「生涯学習課」または「放課後児童クラブ」に提出してください。
- 利用月の追加が生じたときは、変更する月の前月15日までに「利用期間変更」を「生涯学習課」又は「放課後児童クラブ」に提出してください。
※各クラブ定員数を超過している場合、必ず利用できるとは限りませんのでご了承ください。

※「利用期間変更届」「退会届」の用紙は、生涯学習課の窓口、放課後児童クラブのほか、阿見町ホームページにもございますので、必要に応じてご利用ください。

いばらき電子申請・届出サービス からも提出できます



利用期間変更届

24 時間どこからでも申請可能!
申請履歴がスマホで確認できる!

※「いばらき電子申請・届出サービス」での提出には利用者登録が必要です。



退会届



退会要件

○ 以下の事由が発生した場合、退会していただくことがあります。

① **負担金を3か月以上滞納した場合。**

- ② 児童の保護者が労働をせず、居宅を常態していると判断できた場合。
- ③ お迎えの時刻が午後7時を超える日が多く見られる場合。
- ④ 児童の健康状態、又は行動に著しい問題があり、当該児童や入会児童の健康または安全上、放課後児童クラブにおいて保育することに支障があると判断された場合。
- ⑤ 他の児童や児童クラブの職員に対しての暴力行為が常態化している場合。
- ⑥ その他、生涯学習課及び児童クラブ職員の注意・指示等が守れないときや、他の児童に精神的な苦痛や危害を及ぼすとき、また、集団での生活が困難であると判断された場合。

入会にあたって

※児童クラブ入会のしおりを一読していただき、ご理解の上、必要書類をすべて揃えて期限内にご申請をお願いします。

□入会受付日程は以下の通りになります。

○ 年度当初からの入会をご希望される場合

(長期休みのみ利用や、年度途中からの利用希望を含むすべての方)

	受付場所	受付日
新規の方	中央公民館	毎年11月ごろ
継続の方	各放課後児童クラブ	毎年11月ごろ

○ 年度途中に入会申請することになった場合

教育委員会生涯学習課にて受付を行っております。

利用を希望する月の前月15日までに申請書類一式を全て揃えた上でご提出お願いいたします。

※申込者数が受入可能人数を超えた場合は、低学年を優先して入会を決定します。入会に至らなかった場合には、一時見合わせとさせていただきます。

入会を一時見合わせた場合は、受入れが可能となった時点で対象となる方へ順次ご連絡します。

入会申請に必要な書類は次ページをご確認ください。

□必要申請書類は以下の通りになります。

① 児童クラブ入会申請書

- 学年は利用する年度の学年でご記入ください。

② 阿見町放課後児童クラブ利用に関する同意書

- 内容をご確認いただきご記入ください。

③ 勤務証明書など

- 兄弟姉妹で申込の場合は、原本を 1 部ご用意いただき、必ずご自身でコピーをして添付してください。
- 利用年度の 4 月 1 日現在、児童と同居する 18 歳以上 65 歳未満の親族について、勤務証明書等の提出が必要です。対象には、父母のほか、兄姉、祖父母、叔父・叔母等を含みます。世帯を分けている場合でも、同じ住所で同居している場合は対象となります。
- 就労予定の場合は『就労予定申立書』を提出し、入会后 3 ヶ月以内に『勤務証明書』を提出してください。提出がない場合、入会取り消しとなります。
- 進学予定の場合は、『申立書』を提出し、進学後すみやかに『在学証明書』または『学生証のコピー』を提出してください。提出がない場合、入会取り消しとなります。
- その他特別な事情のある方は事前に生涯学習課へご相談ください。

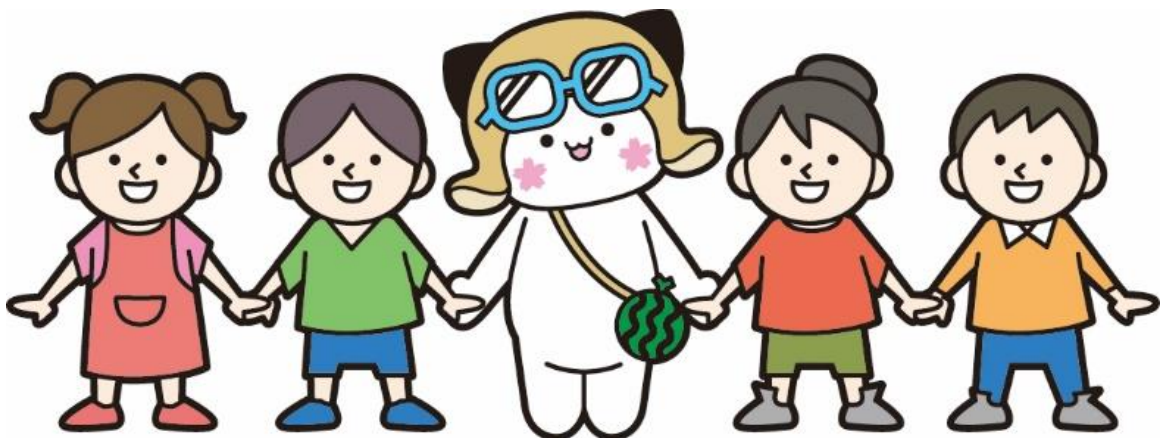
入会を必要とする理由	提出書類
就労（被雇用者）	勤務証明書
就労（自営業）	自営状況申立書
就労（農業）	農業状況申立書
就労予定	就労予定申立書。入会后 3 か月以内に勤務証明書
就学・進学	申立書。進学後に在学証明書または学生証の写し
疾病・療養	申立書。状況を確認できる書類（診断書など）
親族の看護・介護	申立書。看護・介護が必要な状況を確認できる書類
出産	申立書。母子手帳（出産予定日のわかるページ）のコピー など
その他	事前に生涯学習課へ相談

④ 児童家庭調査票

- 緊急連絡先は電話をかける順番で記入してください。
- 持病や特異体質、くせなど気になる点があればご記入ください。

留意事項

- ① 保護者のお仕事がお休みの場合は、児童クラブの利用はできません。
- ② 緊急連絡先は必ず繋がる番号を数箇所お知らせください。
- ③ 住所、電話番号、家庭の事情による保護者の変更などがあった場合は、早急に「放課後児童クラブ」もしくは「生涯学習課」まで、『放課後児童クラブ入会申請事項変更届』をご提出ください。
- ④ 勤務地や勤務時間に変更があった場合は、勤務先より改めて『勤務証明書』を取得し、早急に「放課後児童クラブ」もしくは「生涯学習課」までご提出ください。
- ⑤ 暴言、暴力、危険行為を含め、集団生活に問題があると判断した場合には、お子様、保護者様と面談を実施し、退会していただく場合があります。
- ⑥ 駐車場の利用など各学校でのルールを遵守していただくようお願いします。
- ⑦ 児童クラブの職員から再三にわたり注意を受けたにも関わらず、故意に児童クラブ内の備品等を破壊した場合は、保護者に弁償をしていただきます。



健康 管理

◇放課後児童クラブの生活において、特に気になる状況がある場合は職員に伝えてください。

例えば、特異体質・気になる行動やくせ・家庭内の生活状況の変化等

◇放課後児童クラブを利用している時間に薬を服用する場合は、職員に連絡してください。

◇お預かり時間内で発生した病気、ケガについては保護者へ連絡し、お迎えをお願いします。状況に応じて救急車を要請する場合がありますが、支払いが発生した場合は保護者負担となります。

◇疾病または負傷により緊急搬送が行われた場合に、緊急搬送時に生じた選定療養費に対する助成を行う制度があります。詳細は阿見町教育委員会生涯学習課（電話 029-888-2526）までお問い合わせください。

事故が起きた場合の保険は
どうなっていますか？

万が一の事故に備えて、町で一括して傷害保険に加入しています。

保険の対象は児童クラブ活動中の他、学校から児童クラブ、児童クラブから自宅までの移動時（寄り道をした場合を除く）も対象となります。

ケガ等をされた場合には、受診した医療機関名、入通院日数及び傷病名等を各児童クラブまでご連絡ください。後日、保険代理店から送付される書類により、給付手続きをしていただきます。

※発生状況によっては、保険対象外となる場合があります。



放課後児童クラブ 1 日のプログラム（例）

時間	平日（月～金）	1 日保育の日（休校日等）
7：30		順次出席
9：00		清掃 出席者の確認 家庭からの連絡等の確認
10：00		宿題・自主学習 集団活動・遊び
12：00		昼食
14：00～	授業終了後順次出席 出席者の確認 家庭からの連絡等の確認 宿題・自主学習 集団活動・遊び	休息 読書・視聴覚教材等活用 宿題・自主学習 集団活動・遊び
15：00	順次帰宅 個別確認	順次帰宅 個別確認
17：00	遊び	遊び
18：00		
19：00	閉会時間	閉会時間

※昼食は持参となります。



メ

Handwriting practice lines for the character 'メ'.

Handwriting practice lines for the character 'メ'.

Handwriting practice lines for the character 'メ'.

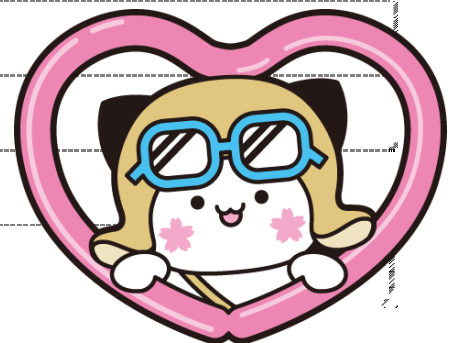
Handwriting practice lines for the character 'メ'.

Handwriting practice lines for the character 'メ'.

Handwriting practice lines for the character 'メ'.

Handwriting practice lines for the character 'メ'.

Handwriting practice lines for the character 'メ'.



土曜日の保育運営について

阿見町で実施している放課後児童クラブの運営については、現在、平日の他に

＜表 1＞「放課後児童クラブ土曜日実施場所及び利用クラブ一覧」のとおり実施場所を設定し土曜日の保育を実施しています。

土曜日の保育をご利用の際は、＜表 2＞『放課後児童クラブ土曜日利用申請書』を各クラブに提出してください。

※「保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」を対象としておりますので、保護者の仕事が休みの場合はご利用できません。

＜表 1＞ 放課後児童クラブ土曜日実施場所及び利用クラブ一覧

土曜日実施場所	放課後児童クラブ名
阿見小学校区放課後児童クラブ (阿見小学校敷地内の専用施設)	阿見小学校区放課後児童クラブ 阿見第一小学校区放課後児童クラブ 阿見第二小学校区放課後児童クラブ 舟島小学校区放課後児童クラブ 君原小学校区放課後児童クラブ
あさひ小学校区放課後児童クラブ (あさひ小学校敷地内の専用施設)	あさひ小学校区放課後児童クラブ 本郷小学校区放課後児童クラブ

※ 令和 9 年度より、阿見第一小学校区放課後児童クラブでの土曜日のお預かりは実施しないこととなりました。

『放課後児童クラブ土曜日利用申請書』＜表 2＞を提出していただいた方は、毎月月初めの「じどうクラブしんぶん」配布に併せて、各児童クラブから

＜表 3＞の用紙をお渡ししますので、**各月の 15 日までに翌月の土曜日の利用の有無を記入し**、クラブに提出してください。

円滑な保育運営を進めたいと考えておりますので、各クラブの支援員と連携しご協力くださいますようお願いいたします。

*＜表 2＞～＜表 3＞の用紙は、各放課後児童クラブにあります。

放課後児童クラブ土曜日利用申請書

保護者名 _____

住 所 _____

緊急連絡先 _____

家庭保育者がいないため、放課後児童クラブ土曜日利用申請書を提出します。

クラブ名	小学校区放課後児童クラブ		学年	年生
ふりがな 児童氏名		年 月 日生	男 ・ 女	
土曜日 利用クラブ	阿見 ・ あさひ 小学校区放課後児童クラブ			
利用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
利用時間	時 分 ～ 時 分 まで			
利用の方法	通常の 送迎者	父・母・祖父・祖母・その他（ ） 通常以外の送迎者の場合はクラブに連絡してください		
	その他			

留意事項(抜粋)

- ①保護者様のお仕事がお休みの場合は利用出来ません。
- ②住所、電話番号、就労などに変更があった場合は早急にご連絡ください。
- ③暴言、暴力を含め、集団生活に問題があると判断した場合には、面談を実施し、退会していただく場合があります。
- ④駐車場の利用など各学校でのルールを遵守していただくようお願いします。
- ⑤児童クラブの職員から再三にわたり注意を受けたにも関わらず、故意に児童クラブ内の備品等を破壊した場合は、保護者に弁償をしていただきます。

<表3>

放課後児童クラブ土曜日利用申込書

____月分

(____) 小学校区放課後児童クラブ

____年生 ふりがな
____ 児童氏名 (____)

※保護者様のお仕事がお休みの場合は利用できません。

※各月の15日までに翌月の土曜日の利用の有無を記入し、クラブに提出してください。

※正確にご記入ください。また、利用申請書を提出した後に利用しない土曜日が発生した場合は、必ず放課後児童クラブに連絡してください。

○令和 ____年 ____月 ____日（土曜日）の放課後児童クラブを

利用します ・ 利用しません

○令和 ____年 ____月 ____日（土曜日）の放課後児童クラブを

利用します ・ 利用しません

○令和 ____年 ____月 ____日（土曜日）の放課後児童クラブを

利用します ・ 利用しません

○令和 ____年 ____月 ____日（土曜日）の放課後児童クラブを

利用します ・ 利用しません

○令和 ____年 ____月 ____日（土曜日）の放課後児童クラブを

利用します ・ 利用しません

提出日 令和 ____年 ____月 ____日

放課後児童クラブ利用期間変更届

令和 年 月 日

阿見町長 殿

住 所 : 阿見町

保護者名 :

下記の理由により放課後児童クラブの利用期間を変更したいので届け出します。

記

1. 児童名 ふりがな _____
2. 学校名・学年 _____ 小学校 _____ 年生
3. **変更前**利用期間
 - ・ 通年利用
 - ・ 長期期間のみ利用
 - ・ 希望月のみ利用 _____ 月
4. **変更後**利用期間 (追加の場合)
_____ 年度 _____ 月 を利用する
(削除の場合)
_____ 年度 _____ 月 を利用しない
5. 変更の具体的理由

※追加の場合は変更がある月の前月 15 日までにご提出ください。

※削除の場合は変更がある月の前月末日までにご提出ください。

放課後児童クラブ利用期間変更届

記入例

令和 9 年 4 月 10 日

阿見町長 殿

住 所：阿見町 若栗 1886-1

保護者名： 阿見 太郎

下記の理由により放課後児童クラブの利用期間を変更したいので届け出します。

記

1. 児童名 あみ いちこ 阿見 一子
2. 学校名・学年 阿見 小学校 1 年生
3. **変更前**利用期間 ☒通年利用
・長期期間のみ利用
・希望月のみ利用 _____ 月
4. **変更後**利用期間 (追加の場合) _____ 年度 _____ 月 を利用する
(削除の場合) 9 年度 7・8 月 を利用しない
5. 変更の具体的理由
保護者が在宅のため。

※追加の場合は変更がある月の前月 15 日までにご提出ください。

※削除の場合は変更がある月の前月末日までにご提出ください。

阿見町放課後児童クラブ負担金免除申請書

年 月 日

阿見町長 殿

保護者 住 所 阿見町

氏 名 印

電話番号

阿見町放課後児童クラブ条例施行規則第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり放課後児童クラブの負担金の免除を申請します。

児童氏名 (生年月日)	(年 月 日生)
放課後児童クラブ名	
免除の期間	年 月 日から 年 月 日まで
負担金の額	月額 4,000 円
免除の理由 (該当項目を○で囲む)	1. 生活保護法の規定により保護を受けている。 2. 町民税非課税世帯である。

<町による調査についての同意>

阿見町放課後児童クラブ条例に定める対象者要件の確認のために必要な範囲で、生活保護法の規定による保護の状況、町民税の課税状況等について町が調査することに同意します。

保護者氏名 _____ 印

阿見町放課後児童クラブ負担金免除申請書

提出日を記入

令和

年

月

日

阿見町長 殿

保護者 住 所 阿見町 若栗 1886-1

氏 名 阿見 太郎

電話番号 090-XXXX-XXXX

阿見町放課後児童クラブ条例施行規則第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり放課後児童クラブの負担金の免除を申請します。

児童氏名 (生年月日)	阿見 一子 (令和 1 年 4 月 2 日生)
放課後児童クラブ名	阿見小学校区放課後児童クラブ
免除の期間	令和 9 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで
負担金の額	月額 4,000 円
免除の理由 (該当項目を○で囲む)	1. 生活保護法の規定により保護を受けている。 2. 町民税非課税世帯である。

<町による調査についての同意>

阿見町放課後児童クラブ条例に定める対象者要件の確認のために必要な範囲で、生活保護法の規定による保護の状況、町民税の課税状況等について町が調査することに同意します。

保護者氏名 阿見 太郎

子育て支援サービス

☆ファミリー・サポートとは

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりと、女性の社会参加を支援するため、「たすけあいの心」を持った地域の人々の協力により行う、会員方式の有料の福祉サービスです

- サービス内容
- ・出産時の乳幼児の世話
 - ・両親が外出や病気の時の子どもの世話
 - ・その他育児に関すること

＜例＞保育所・放課後児童クラブをご利用の方が決められた時間内に送迎ができない場合に、一時的な保育をサポートしてほしいときなどにご利用いただけます。利用料金等下記までお問い合わせください。

阿見町社会福祉協議会 ひまわりサービス

電話 887-0084（代表） 887-8124（直通）

